

令和7年8月8日
国土交通省
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

記者発表資料
(第9報)

国道10号^{リゅうがみず}竜ヶ水地区の通行止め解除について

令和7年8月8日 17時00分

○令和7年8月8日0時25分より、全面通行止めを実施していました国道10号^{リゅうがみず}鹿児島市竜ヶ水地区において、通行の安全が確認されたため、本日（8月8日）17時00分をもって通行止めを解除します。ご協力いただき、ありがとうございました。

○通行止め解除区間

【国道10号】

鹿児島県^{あいらしげとみ}始良市重富から鹿児島県^{かごしましよしのちよういそ}鹿児島市吉野町磯（延長 11.3 km）

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

技術副所長 ^{こ が}古賀 ^{たかのり}尚永

専門調査官 ^{さいとう}齊藤 ^{かずのり}収功

TEL : 099-216-3111（代表）